

医療費負担の軽減のために ジェネリック医薬品を利用しましょう

高騰する医療費を抑制し、医療機関窓口での一部負担金や保険税等の軽減のために、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が終わったあとに製造販売される薬です。**先発医薬品と同等の有効成分・効能・安全性をもつと国の審査で認められている薬**で、開発や研究にかかる時間・費用が少ないので、**先発医薬品の概ね5割から7割程度の安い価格**で販売されています。

そのため、患者さんにとっては、先発医薬品からジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬にかかる自己負担額を軽減することができるというメリットがあります。

また、増加する医療費を抑制することは、保険税等の負担軽減となり、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続させることにつながります。

ジェネリック医薬品を希望するときは？

ジェネリック医薬品を処方してもらったり、先発医薬品から変更してもらったりするには、医師の診療や同意が必要です。**かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。**

ただし、使用している先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が製造販売されていないものがあるため、ジェネリック医薬品への変更を希望されても変更できない場合があります。

また、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有効成分や効能は変わりませんが、使用されている添加物が異なる場合がありますので、病気の症状

や体質によっては、医師の判断によりジェネリック医薬品に変更できないことがあります。

※ **ジェネリック医薬品への変更に対応できるのは、医療機関（病院、診療所）で処方せんを発行してもらい、院外の調剤薬局で薬を受け取られている場合が中心となります。**

院外の調剤薬局に処方せんを発行していない医療機関（病院、診療所）で薬を受け取られている場合の多くは、すぐにはジェネリック医薬品への変更に対応できません。

佐渡市の国民健康保険に加入している方へ

ジェネリック医薬品に切り替えたときの「差額通知書」を7月下旬に発送します

お使いになっている薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、軽減できる金額の目安をお知らせします。**4月に処方された薬代の負担額**をもとに7月下旬にお知らせしますので、切り替えの参考にしてください。

※ 1ヶ月間の投与日数が14日以上で、薬代の差額が500円以上ある方が通知の対象です。

お問い合わせ 市役所市民生活課 国民健康保険係 ☎63-5112

佐渡市免税店開設支援 事業の実施について

海外からの観光誘客の一層の促進に向けて、外国人観光客の消費拡大に資する免税店開設を推進するため、次のとおり消費税免税店開設支援事業を実施します。

【事業の概要】

外国人旅行者向け消費税免税店において、免税販売に係る手続きを効率的に行うことができる免税対応のレジシステム機器等を導入する経費に対する補助を行います。

【事業内容】

①補助対象者

税務署へ消費税免税店「輸出物品販売場」の許可申請を行う、または許可を受けた市内の中小企業

②補助金の額

1 店舗当たりの対象経費の2分の1以内、補助上限額30万円

※ただし、補助金の総額が予算額に達した時点で終了します。

お問い合わせ

市役所観光振興課
3 資産プロモーション室
国際観光係 ☎63-5116